

パブリックコメントの実施結果について

加古川市教育振興基本計画（案）について、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。お寄せいただいたご意見の概要については、下記のとおりです。

記

1 募集期間

令和2年11月17日（火）から 令和2年12月16日（水）

2 意見募集資料の配架場所

市役所市民ロビー、教育総務課、青少年女性センター、人権文化センター、各図書室（館）、各市民センター、各公民館、東加古川市民総合サービスプラザ、各子育てプラザ又は市ホームページ

3 応募方法

教育総務課へ持参、郵送、ファックス、電子メール又は各施設に設置している意見箱に投函

4 意見募集の結果

(1) 意見提出人数 3人（電子メール2件、意見箱への投函1件）

(2) 意見項目総数 17件

【内訳】

第1章 計画の基本的事項	1件
① 計画の対象（1件）	
第2章 教育を取り巻く環境の変化と課題	3件
① 第2期「かがわ教育ビジョン」の総括（3件）	
第3章 加古川市が目指す教育の姿	11件
① 「加古川ならではの」教育の推進「かがわスマート・リンク」（1件）	
② 第3期「かがわ教育ビジョン」の計画体系図（1件）	
③ 第3期「かがわ教育ビジョン」における15の重点目標	
(i) 遊びから学びにつなげる就学前教育の推進（1件）	
(ii) 豊かな心の醸成（1件）	
(iii) 健やかな体の育成（1件）	
(iv) 誰もが安心できる環境づくり（1件）	
(v) 教育を支える仕組みの確立（2件）	
(vi) 教職員の資質向上（1件）	
(vii) 安全・安心な教育環境の整備（2件）	
その他	2件

加古川市教育振興基本計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	P3 計画の対象	計画の対象について、市立の幼稚園や保育所、認定こども園～となっているが、P42の基本的方向2の「子供の未来を切り開く力の育成」④で「就学前教育の推進」を掲げており、公立・私立問わず、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を意識した保育の充実を進めているはずである。「市立の」ではなく、「市内の」に変更できないか。	就学前教育については、公立だけではなく、多数の私立の幼稚園、保育園、こども園においても担っていただいている中で、本計画は教育委員会が所管する部分を中心となりますので、「市立の」という表現を使用しています。ただし、公立、私立問わず共通の就学前の教育カリキュラムを基に教育を進めており、施策を進めるうえでは連携を図っています。 今後も就学前教育に関わらず、県立や私立の教育施設と連携を図りながら計画を進めていくため、P3の「計画の対象」に以下のとおり追記します。 なお、計画の推進にあたっては、市内の県立、私立の教育施設とも連携を図っていきます。
2	P11 第2期「かがわ教育ビジョン」の総括	今期計画は当然にも前期計画を受け継ぎ、その成果をさらに伸ばし、積み残した課題については今期計画において解決に向け取り組むものと思慮するが、取組方策について、その連続性が明確でない項目、又は課題について第2期計画の総括として認識はしているものの、今期計画において記載されていない項目がみられる。本質的でない内容については捨象したとも考えられるが、それならそれで、今後の方向性における記載を工夫するべきである。	第2期計画の各取組の総括における課題に対する今後の取組についてのご指摘ですが、施策の方向性に関わる内容について、いただいたご意見を踏まえ、以下の項目2-①～⑥に修正します。 また、第3期計画で記載されていない項目の中で、個別の事業の内容にかかるものについては、年度ごとの実施計画であるアクションプランとしてまとめてまいります。
2-①	P12 ◆家庭や地域の教育力の向上に向けた取組の推進	「より効果的・効率的な事業となるよう見直しを図るとともに、地域コミュニティ活動を活発化するため、様々なリーダー養成を図る。」とあるが、リーダー養成についての記載が第3期計画の本文中に見当たらない。	P40「◆家庭や地域の教育力の向上に向けた取組の推進」において、以下のとおり修正します。 【修正前】 また、地域の教育力の向上及び地域の絆づくりの推進のため、各町内会に社会教育推進員・福祉教育推進員を配置します。 【修正後】 また、地域の教育力の向上及び地域の絆づくりの推進のため、各町内会に社会教育推進員・福祉教育推進員を配置し、リーダーの養成を図ります。

加古川市教育振興基本計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	御意見の内容	御意見に対する考え方
2-②	P15 ◆福祉教育の推進	「社会福祉協議会や関係機関と連携した福祉教育の充実を図る。」とあるが、「福祉教育」という語が第3期計画の本文中に見当たらない。	各地域における啓発等、福祉教育を推進のために活動する福祉教育推進員をはじめとし、社会福祉協議会や関係機関と連携しながら「福祉のこころ」を育てていくため、以下のとおり修正します。 P12、P23、P40 社会教育推進員 を <u>社会教育推進員・福祉教育推進員</u> へ修正 また、P47「◆様々な状況下におかる「生命」や「心」を大切にする教育の推進」の内容に、以下のとおり追記・修正します。 【修正前】 阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、防災訓練等の実施や防災教育副読本等の活用により災害に対する正しい知識や態度の習得を図り、自らの生命を守るために必要な判断力や行動力を育成するとともに、生命に対する畏怖の念や互いに助け合うボランティア精神等の共生の心を育む防災教育を推進します。 また、…… 【修正後】 阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、防災訓練等の実施や防災教育副読本等の活用により災害に対する正しい知識や態度の習得を図り、自らの生命を守るために必要な判断力や行動力を育成する <u>防災教育に取り組むとともに、互いに助け合うボランティア精神等の共生の心を育む福祉教育を推進</u> します。 また、……
2-③	P16 ◆学校における体育及び運動部活動の推進	「国の方針を踏まえ、外部指導者の更なる活用に向けた体制作りを進める。」とあるが、第3期計画の中に記載がない。	P48「◆体力・運動能力調査を活用した運動習慣の定着と体力向上」において、以下の内容を追加します。 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果の分析から、……子どもたちの体力・運動能力の向上に向けた取組を展開します。 <u>また、中学校の部活動を充実させるために、地域の人材等を外部指導者として活用するための体制づくりを進めます。</u>

加古川市教育振興基本計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	御意見の内容	御意見に対する考え方
2-④	P18 ◆アレルギー等のある子どもたちへの支援の充実	「年度当初や様々な行事の計画段階において、マニュアルに基づいた行動の確認と各児童生徒の状況確認を行うよう、継続して周知を図るとともに、研修の充実を図る。」とあるが、第3期計画に見当たらない。	P50「◆多様な教育的ニーズに応じた相談・支援体制の充実」において、以下の内容を追加します。 連携による切れ目ない……医療等専門機関との協力体制を深めます。 <u>加えて、アレルギー等のある子どもへの支援の充実のため、家庭や関係機関との連携の推進、校園内体制の整備、研修の充実を図ります。</u>
2-⑤	P20 ◆指導力の向上を要する教員へのフォローアップの充実	「校園長と連携しながら、教職員の勤務実態の把握に努める。また、援助が必要な教職員に対する支援を、関係機関と連携しながら継続する。」とあるが、第3期計画の中のどの項目からも読み取れない。	P55「◆非違行為・ハラスメントの防止」において、以下の内容を追加します。 教職員による非違行為(体罰、交通違反、情報漏洩等)は、学校全体の信用・信頼を大きく損なうことを踏まえ、非違行為の根絶に向けた研修の充実を図るとともに、 <u>関係機関等と連携しながら、指導力の向上を要する教職員へのフォローアップを確実にいきます。</u> また、「加古川市教育委員会ハラスメント防止指針」に基づき、……
2-⑥	P22 ◆教育委員会の活性化	「学校運営協議会での熟議内容を教育委員会に報告していくことで、地域住民の考えを反映させる。」とあるが、第3期計画に記載が見当たらない。	P53「◆教育委員会の機能の充実」において、以下の内容の修正をします。 【修正前】 教育委員の研修への積極的な参加や、学校園訪問による授業参観や施設の視察等を通じ、教育行政に関する知識や理解を深めることにより、教育委員会の更なる活性化を図り、地域住民の意思を反映できる体制を構築します。 【修正後】 教育委員の研修への積極的な参加や、学校園訪問による授業参観や施設の視察等を通じ、教育行政に関する知識や理解を深めるとともに、 <u>学校運営協議会等の意見を踏まえ、地域住民の意思を反映できる体制を構築することにより、教育委員会の更なる活性化を図ります。</u>

加古川市教育振興基本計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	御意見の内容	御意見に対する考え方
3	P16 ◆食育の推進の成果	「毎日朝食を食べる児童生徒の割合も高くなってきている」は、どの調査結果から知ることができるのか。「健やか親子21計画中間年の見直し(素案)」の中で示された「朝食を欠食する子供の割合」は、小中学生は増加としている。	「毎日朝食を食べる児童生徒の割合」については、文部科学省が毎年、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施している「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙を参考資料としており、当調査においては近年高くなってきている結果となっています。 したがって、記述については現行のとおりとさせていただきます。
4	P16 ◆健康教育・安全教育の推進	全小学校で「薬物乱用防止教室」が開催できるように取り組む必要があるとしているが、中学校でも必要ではないか。	「薬物乱用防止教室」につきましては、小学校では、令和元年度実績で約7割の学校での開催となっておりますが、中学校では毎年全学校で開催しています。 今後、すべての小学校においても開催を目指していくため、記述については現行のとおりとさせていただきます。
5	P29 「加古川ならではの」教育の推進 「かがわスマート・リンク」	“Learning with ICT for New Kakogawa”について、「～のための」を想起する“for”はいかがなものか。“in”のほうがふさわしいと思われる。	場所を表す前置詞“in”を用いて、“in New Kakogawa”とすることで「加古川市ならではの」といった点を強調できるのではないかという意見については、これまでも検討されてきました。しかし、教育は人を育む教育理念である点を大切にしたいと考え、“for”を用い“for New Kakogawa”と表すことで、未来を創造する担い手のために取り組む新しい加古川市の教育を表現しています。 したがって、記述については現行のとおりとさせていただきます。
6	P35 「豊かな心の醸成」の③「性的マイノリティ」	「性的マイノリティ」への理解は必要だと思うが、「ジェンダーフリー教育の推進」や、「ダイバーシティの推進」が重要であるとする。	学校では、これまでも様々な人権課題について正しい知識を深め、それぞれの人権が尊重されるための学習を進めてきており、多様な価値観を認め合うことについても、広く人権教育の中で取り組んでいます。 また、「性的マイノリティ」の問題は子どもたちにとって身近なものになってきており、性的マイノリティへの理解を深めることが、多様性を認めることにつながり、「ジェンダーフリー」や「ダイバーシティ」への理解につながると考えています。 したがって、記述については現行のとおりとさせていただきます。

加古川市教育振興基本計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	御意見の内容	御意見に対する考え方
7	P42 ◆自立と協同の態度を培う多様な体験活動の充実	具体的な項目を挙げているが、この内容を見ると、「幼児期の～10の姿」の視点の中では、「社会生活との関わり」や「自然との関わり、生命尊重」「言葉による伝えあい」「豊かな感性と表現」にあたるのではないかと。タイトルと項目内容が違うように読める。	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)」については、特定の活動等によって10のうち特定の姿の育成を図るというのではなく、様々な活動等が全て相関を持ち、それら全ての活動等を通して10の姿を目指すものです。したがって、多様な体験活動等により、「自立心」や「協同性」だけではなく、挙げられた項目も含めて10の姿全ての育成を図っていきたいと考えています。一方で、自立と協同の態度を培うということは、幼児自らが様々な事象に興味・関心・意欲を持って取り組み、小学校以降の協同的探究学習(主体的・対話的で深い学び)に向かう態度の素地を育むことにつながっていくものであり、就学前教育において特に重要な要素であると考えていることから、具体的な方針のタイトルとして挙げています。したがって、記述については現行のとおりとさせていただきます。
8	P47 ◆「性的マイノリティ」への理解	「ジェンダーフリー教育」の強化が必要である。男女共同参画行動計画の中で示された計画策定にあたってのアンケート調査の中で「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を問うものでは、10～20代男性が70代男性と同程度に高い結果であり、若い世代に「ジェンダーフリー」の意識が育っていない。男女平等感についてのアンケートでも男性と女性に大きな差がある。「ジェンダーフリー」は加古川市が取り組むSDGsの中でも「教育」と並んで特に重視している部分である。「性的マイノリティ」への理解も必要であるが、「ダイバーシティの推進」の方が多様な価値観を尊重することに繋がるのではないかと。	学校では、これまでも様々な人権課題について正しい知識を深め、それぞれの人権が尊重されるための学習を進めてきており、多様な価値観を認め合うことについても、広く人権教育の中で取り組んでいます。また、「性的マイノリティ」の問題は子どもたちにとって身近なものになってきており、性的マイノリティへの理解を深めることが、多様性を認めることにつながり、「ジェンダーフリー」や「ダイバーシティ」への理解につながると考えています。したがって、記述については現行のとおりとさせていただきます。
9	P49 毎日朝食を食べる子どもの割合	令和6年度の目標値を90%としているが、現在策定中の「加古川市健やか親子21(第2次)計画」では、朝食を欠食する子どもの割合として、令和4年度の目標値は小学生、中学生とも0%としている。整合を図りたい。	国の「食育推進基本計画(第3次)」では、令和2年度の目標値として欠食0%と示されていることから、「加古川市健やか親子21(第2次)」の目標値として令和4年度の欠食率0%と設定されていることを踏まえ、P49の主な評価指標の令和6年度目標値を以下のとおり修正します。 毎日朝食を食べる子どもの割合 令和6年度目標値 <u>100%</u>

加古川市教育振興基本計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	御意見の内容	御意見に対する考え方
10	P51 ⑩ 誰もが安心できる環境づくり	<p>教師間のハラスメント問題を新聞報道で知り、いじめの現実にショックを受けた。〇〇ハラスメントが社会問題と認識される昨今、人間関係の中で生じる摩擦やいじめは今後も発生すると思われます。</p> <p>確かに居場所づくりや絆づくりなどの未然防止対策も大切ですが、いじめの早期発見と大問題とならないよう早期の対応が必要不可欠と思われます。教師間いじめ問題でいえばその当事者以外の教師たちは、なぜ発見できなかったのか？なぜ傍観者だったのか？なぜ教頭、校長は対応できなかったのか？なぜ県教委作成のいじめ対応マニュアルを教育現場で活用できないのか？</p> <p>児童生徒間のいじめ問題の早期発見は、現場に近いクラスメート、担任教師そして親がいじめのサインを見逃さない事が鍵と思われます。昔と今ではいじめの定義、認識が変化しているようですが問題(あるべき姿と現状のギャップ)を当事者、関係者で共有・共感してチーム学校として対応することが市教委の目指す共に生きる心豊かな人づくり共育実践そのものだと思われます。</p> <p>ゆとり教育改革(教育最前線で働く超多忙な教師たちにゆとりを!)を提言したい。</p> <p>すでに成果を上げているアセス、心の相談アンケート、生徒指導・教育相談体制の充実など、市教委の後方支援体制のアップデートを期待しています。</p>	<p>ご意見をいただきましたように、教師間のハラスメントに関し、早期発見、早期対応が重要であることは認識しています。本市では、関係法令及び厚生労働省の指針、および、兵庫県教育委員会ハラスメント防止指針を参考に、「パワー・ハラスメント」、「セクシャル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」の防止の指針を策定いたしました。この指針に基づき、教育に関わる全ての教職員の人格が尊重され、働きがいのある職場環境づくりを、一人一人が推進していくよう、各学校で、校内研修を重ねているところです。当該研修では、マニュアルを精読するだけでなく、事例検討を行いながら、より効果的な研修形態となるよう工夫して取り組んでいます。</p> <p>また、児童生徒のいじめ問題につきまして、「加古川市いじめ防止対策改善基本5か年計画」に基づいた、「いじめ防止対策改善プログラム」を市内全学校で取り組んでいるところであり、全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指しています。</p> <p>ご意見をいただきましたアセス、心の相談アンケートの成果としましては、いじめ等の悩みを教職員や保護者、友だちに自ら相談できる児童生徒が増加しているということです。</p> <p>5か年計画は令和3年度で4年目を迎えますが、各学校や教育委員会の取組をいじめ防止対策評価検証委員会で検証し、改善を図りながら、本市の児童生徒に寄り添った手厚いサポートを継続していきたいと考えています。</p>

加古川市教育振興基本計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	御意見の内容	御意見に対する考え方
11	P53 ⑪ 教育を支える仕組みの確立	<p>まずは、教員が担っている事務のうち、事務職が対応する(できる)事務を洗い出す等により、学校事務の標準化、学校事務職員の業務内容の標準化から取り組むべきではないのか。このような取組を通じて、教員が子ども向き合う時間を確保できるのではないのか。</p> <p>また、小中学校では1~2名の職員が校長の指揮命令下で庶務、会計等の事務に従事しているが、県立高校では決裁権のある事務長以下複数の事務職員で庶務、会計等の事務に従事している。県立高校の組織体制を参考に、小中学校においてもすべての権限を学校長に集中させるのではなく、教頭(加古川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則において、その職務内容が示されていない。)以下の教職員に事務の内容に応じて権限を委譲し、事務の簡素化・効率化を図るべきではないのか。</p> <p>加えて、同様の趣旨から、学校長に財務規則上の予算執行権を付与する等教育委員会事務局各課が有している学校及び学校教職員にかかる服務、会計、庶務等にかかる決裁権限についても学校長以下に委譲することも検討すべきである。</p>	<p>事務職員の業務内容の標準化に向けて、他市町の動向、加古川市立小学校及び中学校の学校管理運営規則との関連も含め調査研究を行っているところです。また、関係各課、関係諸団体との調整等、総合的に推進するとともに、今後も学校教員の負担軽減について取り組んでいきたいと考えています。</p>
12	P54 ◆ チーム学校としての体制づくり	<p>学校マネジメント機能の強化が重要であり、「専門性に基づくチーム体制の構築」や「教員一人一人が力を発揮できる環境整備」が求められる。各々の専門性を発揮、活用しつつ、チームとして組織的に効率的に取り組むことが重要であると考えているが、示されている文章では、「教職員」に限定しているように読める。チーム学校は、地域住民や専門スタッフ等もチームの一員であるという表現も必要ではないか。</p>	<p>文部科学省が示す「チームとしての学校」は、現在配置されている教員に加えて、多様な専門性をもつ職員の配置を進め、その専門性を持った職員と教員がチームとして、連携協働することとされていることから、表記しているものです。</p> <p>地域住民等の学校経営への参画については、「地域とともにある学校づくり」という観点からの参画を求めていますので、本項目については、「校内の多様な人材が連携協働する体制」と位置付けているところです。</p> <p>したがって、記述については現行のとおりとさせていただきます。</p>
13	P55 教職員の非違行為、ハラスメントの防止に向けた研修の実施率	<p>研修の実施率でなく、研修の受講率を指標とすべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、研修の受講率を指標とします。</p> <p>「教職員の非違行為、ハラスメントの防止に向けた研修の<u>受講率</u>」 令和6年度目標値 100%</p>

加古川市教育振興基本計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	御意見の内容	御意見に対する考え方
14	P55 ⑬安全・安心な教育環境の整備	今回の新型コロナ対策をはじめ、様々な災害がいつ起きるかがわからない時代に入っている。どのような状況が生じたとしても、「子どもの学びを最大限に保障していくため」に学校版事業継続計画を策定すべきである。(すでに策定済みであればその旨を記載すべきである。)	現在、学校版事業継続計画は策定していませんが、今後計画の策定について検討するとともに、様々な災害等発生状況に応じて「子どもたちの学びを最大限に保障していくため」に必要な教育環境整備に努めてまいります。
15	P57 学校園のトイレ洋式化率	令和6年度の目標値を小中幼ともに80%としているが、令和2年6月に策定された「加古川市強靱化計画」では、62.0%(R6)としている。整合を図りたい。	令和2年6月に策定された「加古川市強靱化計画」では、策定当時の想定で、作業スケジュールや予算等を踏まえ令和6年度における現実的な達成率を挙げたものとなります。 その後、新たな工法の活用の検討等を踏まえ、本計画においては、令和6年度の目標として80%という数字を挙げました。 今後「加古川市強靱化計画」の数値を修正することを検討します。
16	その他 関係資料の掲載	今期計画策定にあたって、基礎的なデータ(生徒・児童・園児数の推移見込み、全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査、いじめ認知件数、不登校児童数、児童虐待数、教員の年齢構成、教職員の超過勤務時間数、公民館・図書館・少年自然の家利用者数推移等々)を掲載いただきたい。確かにいくつかのデータについては「主な評価指標」において垣間見ることができるが、政策の方向の根拠となるデータ(エビデンス)を可能な限り市民に併せて示してこそ、政策の有効性・透明性を高め、教育行政へのより一層の信頼確保に資するのではないか。	ご指摘のとおり、基礎的なデータを市民にお示しして、政策の有効性・透明性を高めることも重要と考えます。基礎的なデータについては量が多いため、計画策定時にあわせて市ホームページに掲載します。
17	その他 計画の進行管理	進行管理の体制、方法等について記載すべきである。	P37の冒頭に以下のとおり追記しました。 <u>なお、本計画の進行管理については、毎年実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」において、教育委員会が自己評価を行い、その結果を公表します。</u>